

別表第7（第7条関係）

（昭48規則66・昭50規則5・昭51規則84・昭57規則3・平8規則30・平16規則72・一部改正）

規制基準

1 ばい煙に係る規制基準

(1) 硫黄酸化物に係る排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$$

備考

1 この式において、 $q$ 、 $K$ 及び $\text{He}$ は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$q$  硫黄酸化物の量（単位、温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

$K$  次の表の区域欄に掲げる区域ごとに同表の $K$ 値欄に掲げる値とする。

区域	K 値
薩摩川内市の区域（平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る。）	11.5
その他の区域（鹿児島市の区域を除く。）	17.5

$\text{He}$  次の算出方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$$\text{He} = \text{Ho} + 0.65 (\text{Hm} + \text{Ht})$$

$$\text{Hm} = 0.795 \sqrt{(\text{Q} \cdot \text{V}) / (1 + (2.58 / \text{V}))}$$

$$\text{Ht} = 2.01 \times 10^{-3} \cdot \text{Q} \cdot (\text{T} - 288) \cdot (2.30 \log \text{J} + (1 / \text{J}) - 1)$$

$$\text{J} = 1 / \sqrt{(\text{Q} \cdot \text{V}) (1460 - 296 \times (\text{V} / (\text{T} - 288)))} + 1$$

これらの式において $\text{He}$ 、 $\text{Ho}$ 、 $\text{Q}$ 、 $\text{V}$ 及び $\text{T}$ は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$\text{He}$  補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$\text{Ho}$  排出口の実高さ（単位 メートル）

$\text{Q}$  温度15度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

$\text{V}$  排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

$\text{T}$  排出ガスの温度（単位 絶対温度）

2 この式において算出される硫黄酸化物の量は、日本工業規格（以下この備考において「規格」という。）K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定し、又は規格K2301、規格K2541若しくは規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762若しくは規格Z8763に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

(2) ばいじんに係る排出基準は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

番号	施設名	ばいじん量
1	別表第1に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	0.30 グラム
2	別表第1に掲げるボイラーのうち石炭（1キログラム当たり発熱量5千キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0.80 グラム
3	別表第1に掲げるボイラーのうち前2項に掲げるもの以外のもの	0.40 グラム

備考

1 ばいじんの量は、日本工業規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。

2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。